

令和 2 年度

第7回 第一農地部会定例会議事録

令和2年10月30日（金）

上越市市民プラザ2階 第一会議室

令和2年度第7回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和2年10月30日（金）午後3時

場 所 上越市市民プラザ2階 第一会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番	佐藤 清繁	4番	吉村 清正	6番	古川 政繁
7番	篠宮 英樹	8番	竹内 浩行	11番	金子 昭榮
12番	上原 孝	13番	五十嵐 彰	14番	清水 強
15番	牧繪 雄一郎	16番	折笠 正勝	23番	久保埜 徳雄

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一	高島 真一
藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司	平野 宏一	齊藤 啓治
小林 政秋	白滝 光彦	清水 増彦	小林 正義	綿貫 一成
高宮 文男	松本 香			

2 欠席委員

(1) 農業委員 なし

(2) 農地利用最適化推進委員 なし

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	坂井 晃
	次長	松縄 浩一
	係長	久保埜 修
	主任	橋立 理
中郷区駐在室	主任	相葉 博昭
板倉区駐在室	副主任	上原 敏明
清里区駐在室	副主任	近藤 宏一
名立区駐在室	次長	山田 幸江

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

12番 上原 孝 16番 折笠 正勝

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第5号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について
- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第4号 農用地利用集積計画変更について

(中郷区)

- 報告第1号 農用地利用集積計画変更について

(板倉区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農用地利用集積計画変更について

(清里区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農用地利用集積計画変更について

(名立区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

## 5 会 議

	<p>議長（部会長）あいさつ後、部会を開会</p>
議 長	<p>これより第7回第一農地部会を開催します。</p>
	<p><b>&lt;資格審査&gt;</b></p>
議 長	<p>はじめに本日の出席状況ですが、第一農地部会委員数12名、全委員出席ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、委員数17名で全委員出席です。</p>
	<p><b>&lt;議事録署名委員の指名&gt;</b></p>
議 長	<p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。議席番号12番 上原 孝 委員、議席番号16番 折笠 正勝 委員の両名を指名します。</p> <p>議事に入る前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p>
	<p><b>(合併前の上越市分の議案)</b></p>
	<p><b>&lt;議案第1号「農地法第3条許可申請について」&gt;</b></p>
議 長	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号44番から46番までの3件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、説明します。1頁、番号44番から46番までの3件です。</p>
	<p>44番と45番は、いずれも同一の譲受人が自身で耕作を希望し賃借権と所有権移転により譲り受けるものです。居住地から耕作地が離れていますが、耕作地周辺で農業を営んでいる知り合いの方から機械を借り受けるということで伺っています。46番は、譲受人の規模拡大のため贈与により所有権移転するものです。</p> <p>これらの案件については、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号44番から46番までの3件を原案のとおり許可することに、異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認めます。議案第1号の3件を許可することに決定します。
	<b>&lt;議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」&gt;</b>
議 長	議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号21番の1件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保 埜	2頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号21番の1件です。 議案第2号は、大字市野江地内の農地に「農業用施設」を建築するものです。3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。 申請者は、農業を営んでおり、経営面積の増加に伴い農機具や農作物の貯蔵量が増えたことから、自身の土地と夫の土地に新たに「農業用施設」として「農作業所」「農業用車両置場」「農業用資材置場」を建築するものです。 申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、事業計画は、許可基準の「農業用施設」に該当するため、許可は可能となります。 本案件は、平成2年及び平成31年に既に建築が完了しており、違反転用の状態でしたが、南側の圃場整備が計画されたことに伴い、相談を受けたことから、この度、改めて手続きを指示したものです。 都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。 法律の不知により違反転用した旨の始末書の提出があり、本人も反省していること、また、転用内容も許可基準に合致していることから、原状回復命令ではなく、追認許可が妥当と判断しました。 以上です。
竹内委員	平成2年、平成31年に建物が建っていた所は、農業振興地域に入っているのですか。

(事務局)  
橋立  
議長

農業振興地域ではありません。  
他に意見、質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長

他に質問等がないようですので、採決に入ります。  
議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号21番の1件を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第2号の1件を許可することに決定します。

**<議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>**

議長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内1件、3年超6年以内なし、6年超10年以内5件、10年超2件で合計8件、利用権移転なし、所有権移転5件です。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間3年以内、番号653番の1件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)  
久保埜

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。  
6頁、番号653番の1件です。新たに3年間の賃借権を設定するものです。  
これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。  
以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

続いて、利用権設定、期間6年超10年以内、番号654番から658番までの5件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)  
久保埜

7頁、番号654番から658番までの5件です。この内、番号655番が新規案件で、10年間の使用賃借権を設定するものです。その他は再設定となります。  
これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続いて、利用権設定、期間10年超、番号659番と660番の2件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)  
久保埜

8頁、番号659番と660番の2件です。いずれの案件も農地中間管理機構を通じ、新たに担い手農家へ貸し付けられるものです。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

最後に所有権移転、番号661番から665番までの5件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)  
久保埜

9頁、所有権移転、番号661番から665番までの5件です。

内訳は、所有権を移転する土地、田13筆13,694㎡、畑3筆706㎡です。

この内、番号663番と664番は、交換により農地の集約化を図るための所有権移転となります。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

それでは、採決に入ります。

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

議案第 3 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

**<議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>**

議 長

議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内なし、10 年超 5 件、権利の移転なしです。

権利の設定、期間 10 年超、番号 59 番から 63 番までの 5 件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、説明します。

久保埜

11 頁、権利の設定、期間 10 年超、番号 59 番から 63 番までの 5 件です。

この案件は、9 月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 121 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

高島委員

61 番について、使用貸借 0 円や賃借料が 457,663 円となっていますが、どういうことか教えて下さい。

(事務局)

61 番ですが、10 アール当たりの小作料が 0 円、8,000 円、11,000 円の 3 種類設定されており、総額で 457,663 円となっています。

久保埜

議 長

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

それでは、採決に入ります。

議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。  
議案第 4 号について、同意することに決定します。

**<議案第 5 号「利用状況調査に基づく非農地判断について」>**

議 長

議案第 5 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号 1 番から 119 番までの 119 件を上程します。  
事務局の説明を求めます。

(事務局)  
久保 埜

12 頁、議案第 5 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明します。

森林の様相を呈しているなど農地に復元するための条件整備が著しく困難な土地について、農地法に規定される農地ではない旨の判断を行うことにより、「守るべき農地」を明確にし、農地利用の最適化を図るものです

農業委員、農地利用最適化推進委員が現地調査等を行い、明らかに山林化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地となる 12 頁から 18 頁まで、番号 1 番から 119 番までの 119 件の 25,943.91 m<sup>2</sup>を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第 5 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号 1 番から 119 番までの 119 件を決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。議案第 5 号の 119 件を農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないものと決定します。

**<報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」>**

議 長

報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 11 番と 12 番の 2 件を報告します。  
事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保 21 頁、報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」番号 11 番及び 12 番の 2 件の届出書を受理したので報告します。  
転用目的は、「敷地拡張」と「集合住宅」です。  
以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 2 件を承認します。

**<報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」>**

議 長 報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 92 番から 102 番までの 11 件を報告します。  
事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保 20 頁、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 92 番から 102 番までの 11 件の届出書を受理したので報告します。  
転用目的は、「一般個人住宅」7 件、「集合住宅」1 件、「敷地拡張」1 件、「医院」1 件の計 10 件と令和 3 年 3 月 31 日までの一時転用で「仮設事務所、仮設トイレ、敷鉄板」1 件です。  
以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、報告第 2 号の 11 件を承認します。

**<報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>**

議 長 報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 188 番から 193 番までの 6 件を報告します。  
事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保 22 頁、報告第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 188 番から 193 番までの 6 件の届出書を受理したので報告します。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ売却」1件、「他者へ売却予定」2件、「中間管理機構へ貸付」2件、「他者へ貸付予定」1件の計6件です。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第3号の6件を承認します。

#### ＜報告第4号「農用地利用集積計画変更について」＞

議長

続いて、報告第4号「農用地利用集積計画変更について」、番号20番から72番までの53件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)  
久保埜

23頁、報告第4号「農用地利用集積計画変更について」番号20番から72番までの53件を受理したので報告します。

変更理由は、「小作料の減額」と、今年度、管理休耕していたものが作付け可能となったことに伴う「新たな小作料」の設定となっています。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第4号の53件を承認します。

議長

次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

#### (中郷区駐在室分の議案)

#### ＜報告第1号「農用地利用集積計画変更について」＞

議長

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」、番号7103番から7148番までの46件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(中郷)  
相葉

1頁から7頁に記載のとおり、報告第1号「農用地利用集積計画変更について」、整理番号7103番から7148番までの46件の届出書を受理したので報告します。

内容としては、小作料の減額又は増額による変更となります。  
以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第1号の46件を承認します。

議長 　次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

**（板倉区駐在室分の議案）**

**<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>**

議長 　議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内1件、3年超6年以内1件、6年超10年以内3件、10年超なしで合計5件、利用権移転なし、所有権移転8件です。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間3年以内、番号7706番の1件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議長 　議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

上原 　2頁、利用権設定、期間3年以内、番号7706番の1件で再設定です。

なお、期間の1年は貸し手の要望であり、当該農地は住宅地の中にある農振除外された農地であり、第三者から譲ってほしいという話があった場合にすぐ対応できるようにするため、期間を1年としたものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続いて、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7707番の1件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議長 　3頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7707番の1件で再設定です。

上原 　この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続いて、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7708番から7710番の3件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 　4頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7708番から7710番の3件で新規  
上原 　1件、再設定2件です。

新規の7708番は、これまで貸し人が自作していましたが、兼業による負担増から、青年就農給付金を受けて、農業に取り組んでいる借り人に貸付するものです。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続いて、所有権移転、番号7711番から7718番の8件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 　5頁から6頁の所有権移転、番号7711番から7718番の8件です。

上原 　内訳は、買い手1人、売り手8人、所有権を移転する土地は、田19筆、34,985㎡です。

売り手の方々は、いずれも農業用機械等の生産手段がなく、今後、農業を再開する見込みもないことから、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ売却するものです。

これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。  
議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。  
議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

**<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>**

議長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7536番から7552番の17件を報告します。  
事務局の説明を求めます。

(板倉区) 7頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」番号7536番から7552番の17件を受理したので報告します。  
上原 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者に売却」13件、「他者に売却予定」2件、「地主耕作」2件です。  
以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。  
  
(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第1号の17件を承認します。

**<報告第2号「農用地利用集積計画変更について」>**

議長 続いて、報告第2号「農用地利用集積計画変更について」、番号7501番から7503番の3件を報告します。  
事務局の説明を求めます。

(板倉区) 10頁、報告第2号「農用地利用集積計画変更について」番号7501番から7503番  
上原 の3件を受理したので報告します。  
変更理由はいずれも「小作料の減額」です。  
以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第2号の3件を承認します。

議長 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

**(清里区駐在室分の議案)**

**<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>**

議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内1件、3年超6年以内なし、6年超10年以内なし、10年超なしで合計1件、利用権移転なし、所有権移転1件です。それでは、上程します。

利用権設定、期間3年以内、番号8218番の1件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。

近藤 2頁の利用権設定、期間3年以内、番号8218番の1件で、再設定です。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 次に所有権移転、番号8219の1件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 議長 3頁、所有権移転、番号8219の1件です。

近藤 内訳は、所有権を移転する土地、田1筆2,445㎡です。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

### ＜議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」＞

議長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」権利の設定、期間5年以上10年以内1件、10年超なし、権利の移転なしです。

権利の設定、期間5年以上10年以内、番号8161番の1件を上程します。  
事務局の説明を求めます。

(清里区)  
近藤

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、説明します。  
5頁、権利の設定、期間5年以上10年以内、番号8161の1件です。

この案件は、9月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地5筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

それでは、採決に入ります。

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

議案第2号について、同意することに決定します。

### ＜報告第1号「農用地利用集積計画変更について」＞

議 長	<p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」、番号 8101 番から 8106 番の 6 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近 藤	<p>6 頁、報告第 1 号「農用地利用集積計画の変更について」、番号 8101 番から 8106 番の 6 件で「小作料の減額」となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 6 件を承認します。</p>
議 長	<p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議 長	<p><b>(名立区駐在室分の議案)</b></p> <p><b>&lt;議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」&gt;</b></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 9503 番の 1 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 山田次長	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、説明します。1 頁、番号 9503 番の 1 件です。</p> <p>名立区に在住していた譲渡人が市外に転出し耕作不便となったため、贈与により譲受人に所有権移転するものです。</p> <p>この案件については、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 9503 番の 1 件を許可することに異議ありませんか。</p>

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 1 号の 1 件を許可することに決定します。

**<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>**

議 長 議案第 2 「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 5 件、3 年超 6 年以内なし、6 年超 10 年以内なし、10 年超なしの合計 5 件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

利用権設定、期間 3 年以内、番号 9616 番から 9620 番までの 5 件について、事務局の説明を求めます。

(名立区)  
山田次長 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。  
3 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 9616 番から 9620 番までの 5 件でいずれも再設定です。

これら案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

議 長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問をお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第 2 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

議 長 以上で、すべての案件の審議を終わります。  
上原部会長職務代理が閉会のあいさつをします。

上原職務代理 (閉会のあいさつ後)本日の農地部会を終了します。(午後 3 時 5 0 分)